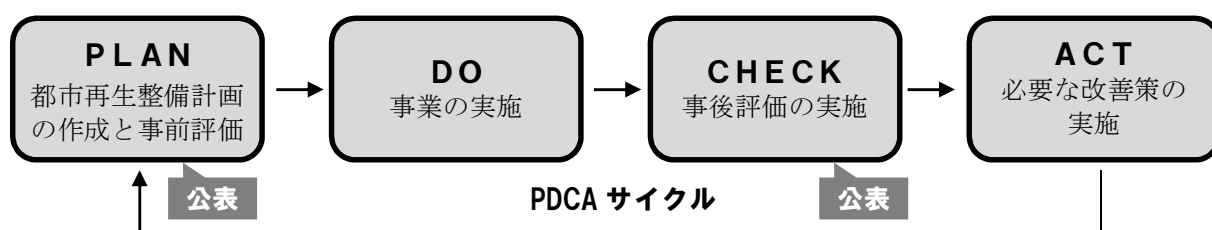


都市再生整備計画事業と事後評価制度について

■都市再生整備計画事業とは

都市再生整備計画事業は地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。

また、都市再生整備計画事業では、地域が抱える課題などに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画を作成（PLAN）し、成果を意識しながら事業を実施（DO）し、交付期間終了時に目標の達成度を評価（CHECK）するとともに、必要な改善点は速やかに改善（ACTION）するという一連のサイクルが導入されています。



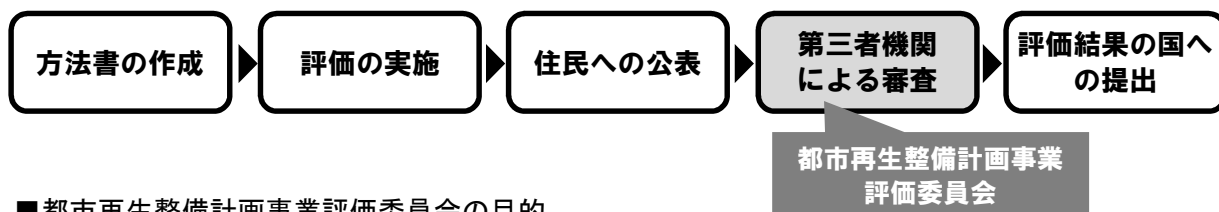
■事後評価の目的

- ・事業の成果（数値目標の達成状況等）を住民にわかりやすく説明します。
- ・目標の達成状況等を確認し、これを踏まえて、今後のまちづくりの方針を検討・実施します。

■事後評価の実施時期

- ・交付終了年度（平成 29 年度）に実施します。
- ・事後評価時に計測できない数値指標は、「見込み値」により評価を行います。

■事後評価の流れ



■都市再生整備計画事業評価委員会の目的

- ①市町村等による事後評価が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認いただき意見を求めること
 - ・事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果について、その妥当性を審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行います。
- ②今後のまちづくり方策等について意見を求めること
 - ・今後のまちづくり等の内容の妥当性について審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行います。